

京都府公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち長期間を経過した事業について再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価の対象事業)

第2条 再評価の対象事業は、府が実施する文化スポーツ部、農林水産部又は建設交通部所管に係る事前評価を実施した公共事業（災害復旧及び維持管理に係る事業を除く。）のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 事業費が予算化されているが、調査等のため5年間を経過した後も未着手であるもの
- (2) 事業費が予算化され、継続中の事業で10年間を経過したもの
- (3) 再評価の実施後5年間を経過したもの
- (4) 国の評価実施要領等で別の定めがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、進ちよく状況等により再評価の必要があると認められる事業については、随時、再評価を実施するものとする。

(再評価の方法)

第3条 再評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の進ちよく状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業の投資効果及びその要因の変化
- (4) 事業の進ちよくの見込み
- (5) コスト縮減や代替案立案等の可能性等
- (6) 良好な環境の形成及び保全

(委員会)

第4条 知事は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会の委員の意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 知事は、委員の意見を尊重し、事業の継続又は中止の対応方針を決定する。

(結果の公表)

第6条 再評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。